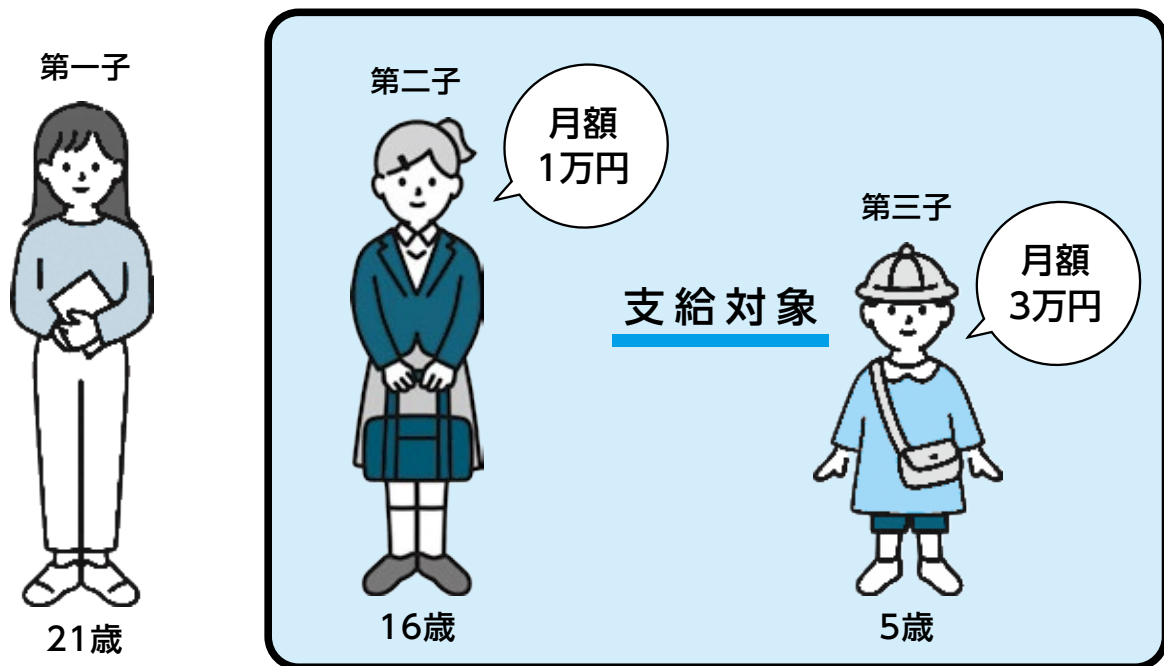
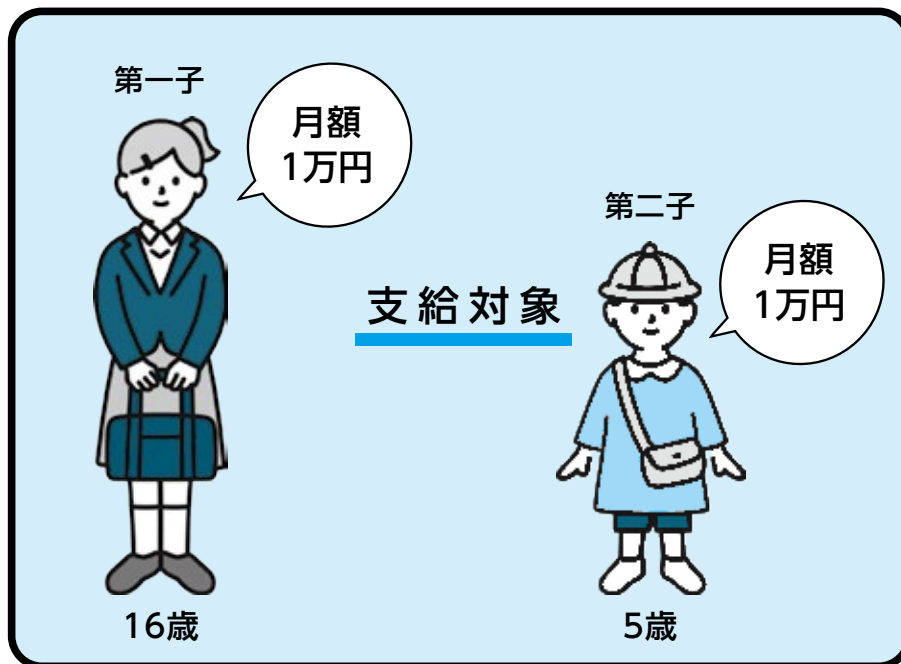


〈例①〉 21歳、16歳、5歳の3人の子を養育している場合



21歳の子を第一子、16歳の子を第二子、5歳の子を第三子とします。
児童手当が支給される児童は16歳の子と5歳の子となり、16歳の子は第二子の月額1万円、
5歳の子は第三子以降の月額3万円が支給されます。

〈例②〉 16歳、5歳の2人の子を養育している場合



16歳の子を第一子、5歳の子を第二子とします。
2人ともに児童手当が支給されますが、16歳の子は第一子の月額1万円、5歳の子は第二子と
なり月額1万円となります。